

第18回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月13日(水) 13時30分から15時21分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

16番 服部 みさ子

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 18番 三田村 美江 委員
1番 高谷 久美子 委員

第2 議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第65号 農地利用集積計画について

- 報告第92号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第93号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第94号 農地法第18条第6号の規定による通知について
報告第95号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
報告第96号 相続税納税猶予の適格者証明書について
報告第97号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第98号 押印・隣地承諾書のあり方の検討について
報告第99号 令和3年度大津市農業委員会委員と農業者等の意見交換について
報告第100号 令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

それでは、皆さん、改めましてこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第18回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。緊急事態宣言につきましても、先月末日をもって解除され、新型コロナウイルス第5波の感染拡大も全国的に収束傾向でございます。本県につきましては、今月の7日にステージ2から注意ステージに引下げられたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス第6波が来年2月中旬にもピークを迎えるとの試算も公表されているところでございます。引き続き、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は議席番号17番 槌田 昌子委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、

議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、北部選出の副会長であります森元 直紀委員にお願いいたします。

それでは、開会に当たり、森元 直紀副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長

本日、司会を務めさせていただきます森元です。

皆さん、お忙しい中、第18回の定例総会にお集まりいただき、ありがとうございます。先ほども局長からもお話があったように、コロナの感染が非常に落ち着いたとはいえ、まだまだ安心しきれない部分もありますので、皆さん、予防等して感染しないように十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、早速始めさせていただきます。

議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、服部委員が所用のため、欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行については会長、よろしく申し上げます。

議長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

18番 三田村 美江 委員

1番 高谷 久美子 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地につい

て権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1 及びNo. 2の小野については、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 No. 1、No. 2についてですが、隣接している農地であり、もしかしたら2枚に分れているようなのですが、両方ともに湿田状態で、前年度まで耕作されていたようなのですが、コンバインのキャタの跡で非常に深いところまで残っている状態で、確かに盛土をしないと難しいのかなという現状でした。購入される方については、もう隣でハウスも建てておられて、盛土をした後はハウス内でトマトもしくは果樹をやっていきたい意向をおっしゃっておられました。盛土をする際、4条の許可申請も間違いなくしてくださいねとのことで一応念を押しておきましたので、ご審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 3の枝二丁目について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 枝二丁目につきましては、ここは田上の土地改良区内ということで、まだなかなか工事が進まない状況でございます。譲渡人も高齢化してきますので、そうすると譲受人がその分をみんなする、今後工事が終わったら換地の段階で大規模な土地にしてもらうという話になっておりますので、何ら問題はないかというように私どもは考えております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はありますか。

委員 この〇〇さん、何か近所で青地かそういうようなところでボート置場をやっておられるという説明がありました。それで、改善計画の書類を出すということになっていますが、許可するまでにその書類をもらってもらったほうがよいと。後から出すのでは具合悪いのではないかと思います。何の改善もなしに、許可を出すのは事務局のほうで考えていただきたいと思います。

事務局 今、〇〇委員がおっしゃった点ですが、ボート置場にされているのは、まず青地ではなくて白地のところですが、こちらについては、おっしゃることもよく分かるのですが、5月の審議の時に誓約書をもらっており、令和3年中にやるということで、やると言っておられるのに、3条を止めるというのは、まだ令和3年は終わっていませんので、受け付けたというところがございます。

今後ですが、令和3年が終わってしまいますと、これどうなっているのか、ということの後追いを事務局もしていくのですが、それで、次、またそれをやらずに3条許可申請を出してこられたら、これは〇〇委員がおっ

しゃるように、3条を受け付ける前にここを是正していただかないといけないのではないかとこの指導をしていくことになろうかと思っております。以上です。

議長 ほか何かご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
それでは、No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る9月27日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお願いいたします。

委員 当日、2地区の確認をさせてもらいました。まず、1番目のこの地区につきまして確認をしたところですが、全く駐車場という状況になっており、なおかつ先ほども事務局からも報告ありましたように、農地転用をしないまま

に今現在に至っているということでございます。当然、隣接する場所におきましても水利の関係等、問題はない。また、道路に面しておりまして変更されるのは当然であろうというようにも考えた結果、今回の分においては、ほかの方に問題が発生することも考えられません。そういうことも踏まえて、ご審議を賜りたいと思います。

もう1件、関津五丁目、〇〇さんの関係でございます。ここについても、当然農地転用された上の物事の進め方というのがあるわけでございますが、いつの間にか駐車場に変わっていたということで、ほかの農地等にも何ら問題を及ぼすということも考えられません。その点も併せてご審議を賜りたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の小野について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 先ほど一日立会委員がおっしゃったように、現状、もう駐車場として地上げもされて使われておられます。30数年このような状況ということですので、今回、農地転用の手続をいただけるとのことで、問題はないのかなと思います。ご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 2の関津五丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 事務局から説明もありましたように、平成18年に競売により取得され、〇〇さん名義になっているのですが、それまでにご主人が勝手に雑種地、駐車場のよう扱いにしております。亡くなられたので、今度また貸して欲しいという近隣の業者があり、それで初めて農地転用がされていないということに気がついて、今回、顛末書等を添えて申請をされているということでございますので、問題点としては何もございませんし、隣接等につきましても農地はございませんので、何ら問題はないかと考えますので、よろしくご審議願いたいと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、何かご意見ございますか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。

 No. 1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
No.2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る9月27日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委 員 まず、No.1の北比良について説明をさせていただきます。雨天から天気がよくなり現地確認をさせていただきました。現地については、水たまりがある状況で、先ほども説明がありましたように、盛土をして雨水等の対応をするという説明がありました。現地を確認しましたところ、北側と東側にも水路があり、その管理をされることが前提であるとのことも併せて依頼をした上で、ほかに田畑が下手側にはなく、水路を利用することもないという状況ですので、水利の関係については問題ないであろうと。

また、端には農道及び道路があり、通行等について支障を来すというようなこともございませんので、中継施設及び露天駐車場とされる分においては、問題はないであろうというように確認をいたしております。

これが1点。

No.2の真野普門一丁目について確認をさせていただきました中で、当初、この計画をされました〇〇さんに、なぜこの場所が売却という形になっているか確認した結果、隣に鉄材等の処分をする会社がございます、そこが譲受人で、田んぼとしての用途に成しにくい場所ということ、鉄材等の処分をされるにおいて、そういう鉄の材料等が田畑に侵入するようなこともあって仕事がしにくいということから売却となりました。実際に、保全管理という現況であるわけですが、管理はしにくい場所という状況であったことから、売却へ進んだと思います。水利については、十二分に確保するようにとのことで、譲受人にも話を一応させていただきました。実際、本来は田として成す場所であるわけですが、立地条件が変わってきた中で

の売却ということであるわけですので、別にここに問題があるというものではございません。これについてもご審議をお願いしたいと思います。

続きまして、No. 3 北大路三丁目。ここについては、名神高速道路と一部バイパスの間に挟まれた非常に扱いのできない田であったと思われます。現在は、保全管理となっておりますが、管理をしているとは思えないような状況です。ですから、第2種農地として見ているわけですが、用をなさないという場所で、これについては売却して露天駐車場、もしくは軽作業場とされるほうが適当でないかと思われます。忘れられたような土地になるということも考えられます。ですから、保全管理をされていたことではございますが、今回のこの申請については、変えることによって用を成すと考えられますので、別に問題はないと思われます。

次に、No. 4、同じく〇〇が売却により購入されるという場所でございますが、ここも保全管理となっておりますが、もう雑草地というか、原野に近いような状況の中であるわけで、実際に譲渡人が管理をしておられるような状況ではないのですが、別に何らほかに影響に及ぼすことがないというように考えますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

最後になりますが、大石小田原二丁目でございます。この場所については、露天駐車場で申請をされるわけですが、当初、農転をしないままに勝手に駐車場に変わっているということで、今回顛末をつけてという形で申請が出ております。ここについても、名神高速道路のNEXCO西日本のその業者がそれを活用するという形に変わるわけですが、水利関係についても、この地域一帯がNEXCOの関係ということもあり、当然そのように耕作をされるような状況にはないわけで、駐車場に変わっていることですので、別に農地としての保全管理をする必要がないような状況になっており、別に問題はないと思いますので、併せてご審議を願いたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の北比良について、地元委員にご意見をお願いします。

委 員 先ほど事務局の説明と一日立会委員に全てお話しいただいて、結果的に周辺農地並びに水利等問題もございませんので、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、No. 2の真野普門一丁目について、地元委員にご意見をお願いします。

委 員 No. 2のこの件について、〇〇と写真で見てもらうと白い塀が建っていますところが〇〇、外枠の会社の資材置場です。高さが〇〇のほうが1mと

少し高いです。そのまま平行で盛土をしていかれますので、〇〇のほうが大分低くなります。それで、重機で廃品を解体し、山積みにしておられますので、重機だと下から塀の高さが見えないことがありますので、現在、それでこぼれたりしていますが、今回、その方に関して〇〇には、〇〇に迷惑かけないように塀を高くしてほしいと要望しております。それと、隣接のこの一部は畑を作っておられますが、そういうところでも周辺には迷惑かけないようにお願いして、はい、とは言っておられましたが、今後しっかり監視していきたいと思います。事務局と一日立会委員の説明があったように、これで十分いけるかと思しますので、ご審議ください。お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。

 続きまして、No. 3 及びNo. 4 の北大路三丁目について、地元委員に一括してご意見を申し上げます。

委 員 3 番の土地は、事務局よりお話があったのと一日立会委員のお話があったとおりで、あと申すべきこともございませんが、3 番の土地については、一日立会委員もおっしゃっていたように、きれいになってこの土地が宅地化したほうがいいだろうと思われる土地でございます。

 4 番の土地については、目の前に中学校があり、これも市街化が見込まれる土地で、通学の関係からもきれいになったような環境で、何ら問題ないと思しますので、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

 続きまして、No. 5 の大石小田原二丁目について、地元委員にご意見を申し上げます。

委 員 先ほど事務局からも説明がありましたとおり、平成23年頃にも既にこの土地が露天駐車場という形で盛土がされており、その後、そのままという形になっています。今現在、新名神の関係で小田原町というところはいろいろと資材置場等々に転用されるという形になっています。ここも〇〇さんが隣、ほんの少し近くに事務所があり、そこから多分従業員さん等々が相当現場のほうに行かれるとのことで、今の事務所の土地の駐車場ではない格好で、この土地を利用したいとのことで申請されたと聞いております。使用に関しては、これ以上、アスファルトを敷くなどそういうことはしない、そのままの状態で使用するというお話でしたし、排水についても問題はないと現状確認できましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

 それでは、何かご意見はございますか。

委 員 一つお伺いしたいのですが、真野普門の〇〇さんが購入される件です。29

ページの平面図を見ていると、国道477号線から当該土地へ入るように計画されておりますが、この図面の中で里道、水路が入っています。その里道、水路がここから途中で消えているのですが、この里道、水路の話し合い、解決はついているのでしょうか。途中で里道、水路が消えてしまっていますが。

委員 現地を確認させていただいた時、今、〇〇委員がおっしゃった里道及び水路の確認をしました。ちょうど北側になるわけですが、実際にこの〇〇さんと枠組みがしてある上手、西側までに里道及び水路はあるのですが、その用を成してない。使った形跡がないような状況で里道、水路があります。現状として、確認をしましたところ、ちょうど左側からカーブをしながら下手へ下がるという流れになってはいますが、実際に使った形跡も全然ないというような形でしたので、あくまでも水路の確保をなさいよということについては、先ほども説明がありましたが、この一番下手側の新しい畑がありますので、水路を利用することは十分可能な状況ですが、今現在は用を供していないというような形ですので、口頭にて確保をなさいと申入れを一応しました。ですから、それは再度確認するという形で進めていかななくてはいけないのかなと、ここは特に思います。

委員 国道から反対側の里道、水路が入っていますが、里道、水路というのは官地であり、今、大津市が管理しておられると思いますが、形式上なくても、こうやって図面にのっている限り、残さないといけないものだと思います。それに今、僕が質問させていただいているのはそれと違ひまして、国道477号線からこの当該の土地に入る計画を図面上、色が塗っていますが、その手前にここにも里道と水路が書いてあります。その水路がこの当該の土地のところで、線的には何か入っているみたいですが、これを使うような格好でそのまま埋めていくか何かの利用をするという格好になっていると思います。これもその話はしっかりできているのか、いないのか、それを聞かせていただきたいのです。

事務局 〇〇委員がおっしゃった場所については、現在は草地といいますか、そういった状況で全く、里道はともかく、水路というのは特段ここだというのは現状ないように感じてございます。今回、〇〇委員がおっしゃっているのは、土盛りをするということで、ちゃんと協議ができているのかということについてですが、これについては、当然できているものと理解をしておりますが、改めて事業者の申請代理人については適正にできているか至急確認はさせていただきますし、当然ですが、そこの始末はできるものと考えてございます。説明は以上です。

委員 今のご答弁に関連するのですが、この周辺に排水路をつけて柵に集めて放水するという話を聞きましたが、この会社自身は鉄くずとかいろんなものを集めます。水自身はきれいな水を流せるような状態ではないと思いますが、

その辺は法令に沿って言えば、そこまで用水枡をちゃんとつけて浄化して出さないといけないとかということにはなっていないかもしれませんが、この後がどのように流れるかがちょっとはつきりしないのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局

〇〇委員がおっしゃったのは、25ページ、土地利用の計画図で言いますと、外周にU字溝が設置され、最終、入り口側、国道477号沿いの集水枡に流れていくということをおっしゃったのかと思ってございます。

事業者の業態的にどうなのだろうという部分が大きな話かと思うところで、そこに関しまして、農地法的にはもちろん油水分離層を設けなさいとかそういったところはなかなか言える部分ではないかと思うのですが、今回、ご心配をいただきましたので、改めて申請代理人のほうに、もし油物が出るようなことが想定されるのであれば、油水分離層であるとか、そういったものを考えるべきなのではないかということ意見を意見として申し述べるのがよいかと考えてございます。以上です。

委員

それと、枡から直接排水というように聞いたのですが、どこに排水するのか、その口がはつきりこの絵にも出ていませんので、ひょっとしてこの用水路がありますが、そこに排水されたら困るなという気がしたもので、ちょっとお話を出したのですが、道路に行っても道路のほうに出す口というのもこの絵からは見えませんし、その辺をはつきりした上で話も進めていただきたいなと思います。

事務局

分かりました。ありがとうございます。

委員

何回もすみません。そしたら、さっき聞かせてもらった、この里道、水路というのは、公図的にはのっているものですか。平面図で描いているのは。公図的にはのっていたら勝手に埋められないと思いますが。

事務局

公図的には、申し訳ございません、申請土地の部分が今回の申請地ではない雑種地になりますので、公図には今回の里道、水路がある箇所については添付がございませんでした。ですから、改めて申請者に確認をさせていただきます。

それと、里道、水路については勝手にできないのではないですかということについては、それは市でしたら路政課になりますが、そこでの協議になってございまして、通常、里道というのは通ればよいというようなことで路政課は考えております。

ただ、今回、外周を囲んだりしますよねということもございまして、その考え方、路政課が現状、通れるかもしれないですが、囲ってしまったら通過できないよねと。そうすると、払下げであるとか付替えという話

がございますので、そこは申し訳ございません、こうです、ということ
を説明が今できないのですが、事業者の申請代理人には確認をしまして、適
正に処理されるように指導はしてまいりたいと思います。以上です。

議 長 それでは、ほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。No.1についま
して、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきて、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3につきて、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきて、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5につきて、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請No.5は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、次の議案第65号については、利害関係人であ
る〇〇委員と〇〇委員にはご退席いただきます。

(〇〇委員、〇〇委員 退席)

議 長 それでは、続きまして、議案第65号 農用地利用集積計画について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年10月13日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案65号 農用地利用集積計画については、妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。

それでは、これより再度、〇〇委員と〇〇委員にお入りいただきます。

(〇〇委員、〇〇委員 着席)

議 長 ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第92号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第93号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第94号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告第95号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、報告第96号 相続税納税猶予の適格者証明書について、報告第97号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 ありがとうございました。

続きまして、報告第98号 押印・隣地承諾書のあり方の検討について、事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 皆さん、それでは、検討会について、この方向でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

副会長 ありがとうございます。

それでは、特に意見等ないようですので、事務局から説明があったとおり、私が座長を務めさせていただきます。大変不慣れではありますが、参加されるメンバーの皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、そのほか事務局から連絡はございますか。

事務局 (事務局、連絡事項報告)

副会長 以上をもちまして一旦報告案件を終了します。本日、特にこれはということがありましたら、お願ひします。

事務局 (事務局、転用完了報告管理一覧表の配布について発言)

副会長 それでは、これをもちまして農地係の案件は終了します。

これより暫時休憩をさせていただきます。3時10分まで休憩でお願ひします。

< 再開 >

副会長 すみません。それでは、再開します。

なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、ご意見ついてのみ、後ほどお受けします。

それでは、報告第99号 令和4年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 ただいまの事務局の説明について、何かございましたらお願ひします。

(なしの声)

副会長 ないようですので、続きまして、報告第100号 令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書についてです。

先月議決をいただきました意見書につきましては、今月22日に委員会を代表して、私たち役員より大津市長に対して提出してまいります。

当日、限られた時間ではございますが、意見交換もする予定です。詳細は次回報告いたします。以上です。

続きまして、10月4日に開催されました農地利用最適化に向けた研修会につきまして、参加者を代表して副会長より参加報告をお願いします。

副会長

10月4日、守山市民ホールで開催されました農業会議主催の農地利用等の研修会でしたが、第1部は普及員さんによる3事例の報告でございましたし、第2部につきましても書いたペーパーを読んでいるというだけの話で、はっきり言って、聞いていても意味がないのです。現に農業者、生産者等がしゃべっておられるのでしたら分かるのですが、本当にパワーポイントで画像を見せてしゃべっているというだけで、聞いていても意味がない、面白くもないし、もう少し農業会議さんには考えてほしいなと思いました。大半の人が本当に聞いているというだけ、参加したというだけの話でしたので、これという実りの話ではなかったように私は思いました。

以上です。

事務局

一応、その旨、農業会議には申し入れました。2回に分けて北部と南部でやった割にはあまりにも内容的にひどくて。要は、真正面な説明であって、こういうところでこういう努力があった、こう解決するには皆さんの仕掛けがあったよということが何にもないので、結局、結果論だけしか発表がなかったもので、少し惜しいというような発表だったということで申し入れはしております。ありがとうございます。

委員

私も出席をさせてもらいましたが、どこを主体に物を考えてしゃべっておられるのか全然分からなくて、俗に言う行政の一方通行で話をしておられて、みんなこれでいかないといけないということになれば、まだいいのだが、そういう話も出ない。

ただ、市街化を対象にした研修会とか、また担い手をという研修会、お題目はいいのだが、実際に担い手の人を育成しようと思ったら、こういう事例があって、こういうような形で、よそで成功した例がありますよとか、そういうようなことだったら、まだ、そうかなと思いますが、市街化のことに対してはもう完全に目を伏せて、あくまでも市街化以外のところをメインに物を考えているような研修会の進め方。あれだったら聞いていても全然意味がないです。

そう思いましたし、今日、本当だったら、それを絶対言わないといけないと思っていたのですが、大津市はこれだけのたくさんの農業者を抱えながら実際に次、どうしようと思っている状況が今あるわけですし、それを本当に市外以外の人のことばかり考えて物事を進めているような話というのは意味がないという格好で、次からああいう研修だったら出席しません。きつい話ですが、そのように思います。

委員 当日も質疑応答でもお話しさせていただきましたし、アンケートにも書かせていただきましたが、具体性に欠けて何がしくて何を求めているのか、これだけの人数を集めておきながら時間を無駄に過ごさせる内容だったというように書かせていただきました。もうこんなのでは老い先、どうなるのでしょうかという状態でもありますね。なので、私たち個人で動いていけないのかな、大津市は大津市でというようにも感じましたので、そのところ、少し共有したいなと思いました。よろしくお願いします。

副会長 貴重なご意見ありがとうございます。次回に向けて参考にさせていただければと思います。

それでは、最後、事務局より何かありますか。

事務局 (事務局、その他報告)

委員 最後に一言いいですか。

補助金のことで今回、また大津市の予算編成に係る意見書の時に市にお話に行くとのことでもありますので、その時に一言お礼を言っていただけたらいいかと思います。今まで中山間の補助金というのは急傾斜地しか出ていなかったのですが、長らく前市長の時にもいろいろ要望があちこちから出されてお願いをしておりました。傾斜によって補助金が出ていたわけですが、急傾斜、20m行って1mという傾斜以上でないと大津市は補助金が出なかったのですね。ほかのところは出ているのですが、大津市が出さないというので。補助金は国とか県と大津市が寄って補助金を出していますが、大津市だけが反対したので、大津市では緩傾斜の分について補助金はなかったのです。それが今回市長の英断といいますか、判断いただいて出るようになって、来年の予算の中に組み込まれてもらえるようになっております。西部のほうとして、農業者は非常に助かっておりますし、ぜひ一言お礼を言っていただいたらなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

副会長 また、役員のほうで伝えられたと思います。

以上をもちまして、第18回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（田中 謙一 委員） 印

委 員（三田村 美江 委員） 印

委 員（高谷 久美子 委員） 印